

『謄本』

独立監査人の監査報告書

令和5年4月21日

信州うえだ農業協同組合
理事会 御中みのり監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 西川 泰広
業務執行社員指定社員 公認会計士 海野 一至
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、信州うえだ農業協同組合の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第29期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに子会社の決算報告である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、信州うえだ農業協同組合の令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの第 29 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第29期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人（みのり監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

令和5年4月25日

信州うえだ農業協同組合

代表監事	小林久晃	印	監事	柳沢文人	印
代表監事代理	高橋一嘉	印	監事	宮澤宏一	印
常勤監事	木村明夫	印	監事	小林晴夫	印

(注) 常勤監事木村明夫は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

監査の実施状況

監査期日	監査対象	監査従事延人員		
		監事	補助員	計
令和4年6月17日～令和4年8月9日	令和4年度上期期中監査	5	0	5
令和4年8月31日～令和4年8月31日	令和4年度仮決算棚卸監査	6	3	9
令和4年10月3日～令和4年10月14日	令和4年度仮決算監査	48	12	60
令和4年12月16日～令和5年1月18日	令和4年度下期期中監査	3	1	4
令和5年2月28日～令和5年2月28日	令和4年度決算棚卸監査	6	2	8
令和5年3月22日～令和5年4月7日	令和4年度決算監査	39	10	49
令和5年4月12日～令和5年4月12日	みのり監査法人との面談	6	0	6

部門別損益計算書 第29期事業年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共 通 管理費等
事業収益	① 9,121,256	2,739,567	1,350,441	3,788,523	1,182,171	60,551	
事業費用	② 4,210,645	232,055	87,115	2,996,557	792,461	102,454	
事業総利益 (①-②)	③ 4,910,611	2,507,512	1,263,325	791,965	389,710	△ 41,903	
事業管理費 (うち減価償却費⑤) (うち人件費 ⑤')	④ 4,448,643 (308,200) (3,205,901)	1,573,698 (95,265) (1,007,620)	929,721 (22,120) (793,420)	1,123,336 (160,647) (755,768)	521,867 (26,954) (388,969)	300,019 (3,212) (260,121)	
※うち共通管理費 (うち減価償却費⑦) (うち人件費 ⑦')	⑥	361,481 (10,141) (175,408)	162,381 (4,555) (78,795)	194,906 (5,468) (94,577)	89,439 (2,509) (43,400)	32,230 (904) (15,639)	△ 840,440 (△ 23,578) (△ 407,821)
事業利益 (③-④)	⑧ 461,967	933,814	333,604	△ 331,371	△ 132,157	△ 341,922	
事業外収益	⑨ 524,232	215,687	93,508	133,714	62,704	18,617	
※うち共通	⑩	207,769	93,332	112,027	51,407	18,525	△ 483,062
事業外費用	⑪ 307,999	103,918	45,753	55,558	27,607	75,161	
※うち共通	⑫	101,306	45,507	54,623	25,065	9,032	△ 235,536
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	⑬ 678,201	1,045,583	381,358	△ 253,215	△ 97,059	△ 398,466	
特別利益	⑭ 6,462	2,728	1,225	1,589	675	243	
※うち共通	⑮	2,728	1,225	1,471	675	243	△ 6,344
特別損失	⑯ 215,249	127,601	26,056	53,562	6,850	1,178	
※うち共通	⑰	12,295	5,523	6,629	3,042	1,096	△ 28,587
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	⑱ 469,413	920,711	356,528	△ 305,188	△ 103,235	△ 399,401	
営農指導事業分配賦額	⑲	100,345	50,652	232,112	16,291	△ 399,401	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲)	⑳ 469,413	820,365	305,876	△ 537,300	△ 119,527		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【部門別損益計算書の注記】

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 「人頭割 (1/3) + 人件費を除いた事業管理費割 (1/3) + 事業総利益割 (1/3)」
- (2) 営農指導事業 「農業関連事業配賦 (1/2) + 事業総利益割 (1/2)」

2 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	計
共通管理費等	43.0	19.3	23.1	10.7	3.9	100.0
営農指導事業	25.1	12.7	58.1	4.1		100.0

株式会社ジェイエイサービス

貸 借 対 照 表

令和5年2月28日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	181,645	買掛金	200,590
売掛金	254,329	未払金	140,924
貸倒引当金	△ 4,192	賞与引当金	16,250
商品及び製品	72,892	未払法人税等	442
その他流動資産	14,675		
流動資産合計	519,351	流動負債合計	358,206
固定資産		固定負債	
(有形固定資産)		退職給付引当金	80,459
建物	156,179	固定負債合計	80,459
建物附属設備	97,718	負 債 合 計	438,666
構築物	48,191	純 資 産 の 部	
機械及び装置	3,148	株主資本	
車両及び運搬具	131,423	資本金	90,000
工具、器具及び備品	134,033	利益剰余金	
減価償却累計額	△ 442,083	利益準備金	22,098
(無形固定資産)		繰越利益剰余金	98,294
ソフトウェア	770	(うち当期純利益)	(9,354)
(投資その他の資産)			
関係会社出資金	100		
長期前払費用	225		
固定資産合計	129,707	純資産合計	210,392
資 産 合 計	649,058	負債及び純資産合計	649,058

(注) 金額単位は千円とし、端数は切り捨て。科目別の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しない。

損 益 計 算 書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	3,031,132	
売上原価	2,313,920	
売上総利益金額		717,212
販売費及び一般管理費	699,583	
営業利益金額		17,629
受取利息	2	
受取出資配当	3	
雑収入	303	
営業外収益		309
雑損失	6,615	
営業外費用		6,615
経常利益金額		11,322
固定資産処分益	—	
特別利益		—
固定資産処分損	981	
その他特別損失	—	
特別損失		981
税引前当期純利益金額		10,341
法人税・住民税及び事業税	1,000	
法人税等調整額	△ 13	
当期純利益金額		9,354

(注) 金額単位は千円とし、端数は切り捨て。科目別の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しない。

株主資本等変動計算書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	純資産合計
		利益準備金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
前期末残高	90,000	22,008	89,929	111,938	201,938	201,938
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 900	△ 900	△ 900	△ 900
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て	—	90	△ 90	0	—	—
当期純利益	—	—	9,354	9,354	9,354	9,354
当期変動額合計	—	90	8,364	8,454	8,454	8,454
当期末残高	90,000	22,098	98,294	120,392	210,392	210,392

貸借対照表

令和5年2月28日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	10,896	買掛金	19,421
売掛金	55	短期借入金	6,532
商品及び製品	20,412	未払金	11,357
その他流動資産	21,199	その他流動負債	836
貸倒引当金	△ 312	未払法人税等	399
流動資産合計	52,250	流動負債合計	38,546
固定資産		固定負債	
(有形固定資産)		長期借入金	5,496
建物	3,629	長期未払金	12,167
構築物	40,509	固定負債合計	17,664
機械及び装置	38,052	負 債 合 計	56,210
車両及び運搬具	7,624	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	19,063	株主資本	
生物	12,283	資本金	36,200
減価償却累計額	△ 79,725	利益剰余金	
(投資その他の資産)		利益準備金	300
出資金	3,080	繰越利益剰余金	4,057
		(うち当期純利益)	(517)
固定資産合計	44,517	純資産合計	40,557
資 産 合 計	96,768	負債及び純資産合計	96,768

(注) 金額単位は千円とし、端数は切り捨て。科目別の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しない。

損 益 計 算 書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	153,967	
売上原価	121,286	
売上総利益金額		32,680
販売費及び一般管理費	92,632	
営業損失金額		59,952
助成金	7,775	
雑収入	63,491	
営業外収益		71,266
支払利息	402	
雑損失	8,188	
営業外費用		8,590
経常利益金額		2,724
特別利益		—
特別損失		1,861
税引前当期純利益金額		862
法人税・住民税及び事業税	345	
当期純利益金額		517

(注) 金額単位は千円とし、端数は切り捨て。科目別の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しない。

株主資本等変動計算書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

	資 本 金	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	純資産合計
		利益準備金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
前期末残高	36,200	300	3,539	3,839	40,039	40,039
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	517	517	517	517
当期変動額合計	—	—	517	517	517	517
当期末残高	36,200	300	4,057	4,357	40,557	40,557

貸 借 対 照 表

令和5年2月28日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	125,154	買掛金	33,843
売掛金	62,629	未払金	24,489
商品及び製品	5,751	前受金	4,212
その他流動資産	975	仮受金	221
		賞与引当金	2,701
		未払法人税等	1,799
流動資産合計	194,510	流動負債合計	67,267
固定資産		固定負債	
		退職給付引当金	67,783
		固定負債合計	67,783
		負 債 合 計	135,050
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	80,000
		利益剰余金	
(投資その他の資産)		繰越利益剰余金	41,181
退職等一時金勘定	61,721	(うち当期純利益)	(1,126)
固定資産合計	61,721	純資産合計	121,181
資 産 合 計	256,232	負債及び純資産合計	256,232

(注) 金額単位は千円とし、端数は切り捨て。科目別の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しない。

損 益 計 算 書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	698,521	
売上原価	458,986	
売上総利益金額		239,534
販売費及び一般管理費	235,173	
営業利益金額		4,360
受取利息	2	
雑収入	803	
営業外収益		805
雑損失	2,240	
営業外費用		2,240
経常利益金額		2,926
税引前当期純利益金額		2,926
法人税・住民税及び事業税	1,800	
当期純利益金額		1,126

(注) 金額単位は千円とし、端数は切り捨て。科目別の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しない。

株主資本等変動計算書

令和4年3月1日から令和5年2月28日まで

(単位：千円)

	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	純資産合計
		繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
前期末残高	80,000	40,054	40,054	120,054	120,054
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て	—	—	—	—	—
当期純利益	—	1,126	1,126	1,126	1,126
当期変動額合計	—	1,126	1,126	1,126	1,126
当期末残高	80,000	41,181	41,181	121,181	121,181